

てゐる。この點強制栽培制度研究に新分野を開いたものとしてや
の業績は高く評價してしかるべきものではなかつたか。猶本文中
及卷末資料に多くの統計表がのせてあり、利用者にとってまことに
に好都合である。

(Reinsma, Remer: *Het verval van het Cultuurstelsel.*
's-Gravenhage, 1955, 189 p.)

グ ネ 一 著

マラータ人の司法制度

深 澤 宏

周知のことなど、古代インダは數多くの聖法典や政治經濟論典を
生み出した。これが一貫して強調してゐる點の一つは、若しも
社會に法 (Dharma) の秩序が存在しなければ、強魚が弱魚を呑
噬して憚らない「魚の道理」 (Matsyanyaya) にならひて、世の
混亂と破滅が生じるであらう、だから社會にとつて法秩序は絶對
に必要であり、これを保護する國家權力も又不可缺であるといひ
ことである。このよほど、ぜぬか古代に、極めて強固な法思想
秩序意識が確立したことは明かであらうに對して、古代インダ
で實際にどのような法制や法慣行が存在したのかは必ずしも明
かでない。何故なれば、かかる古典に描かれた様々な制度や事態
を裏面から實證する史料が、甚だ限られてゐるからである。古代

についてだけではなく、11世紀乃至13世紀以降の所謂中世に
つても、そこに實在した法制度を如實に示す史料は、少へとも北
インダに關しては、一般に乏しいように見える。従つて、諸法典
に關する活潑な思想史的研究と對照的に、古代・中世インダの法
制史的研究は、發展のおくれた分野の一つであるとはい得よう。
然し、少へともデカン地方では、多少異なつた事情が存在する。
セニヤバ、ヨシ 16世紀以降の多數の公私文書が蒐集・公刊され
てゐる他に、ペーナのペーン・ワード文庫 (Peshwa Daftari) に
は、主として 18世紀のマラータ王國に關する、厖大な數の公文
書が保管されている。ここに紹介する書は、かゝる歴史文書の中
から六一大通の既刊未刊の司法文書 (うち紛議裁判書三〇通、
行刑指令書一六〇通、宗教的社會的罪過とその贖罪に關する文書
四六通) と多數の行政指令書とを選び、それらに基いて、デカン
の中世紀、特にマラータ時代の司法制度について試みられた最初
の研究である。以下は、その範囲を記し、併せて若干の疑點を示
したものと思ふ。

註 (1) 例えば田邊繁子譜「アムの法典」猪波文庫、昭和二八年、
第七章第 1 三—三五條、及び R. Shamashay transl., "Kau-
tilya's Arthashastra", 3rd ed., Mysore, 1929, Book I,
Chapt. IV. 1 総的には B. K. Sarkar; "The Political
Institutions and Theories of the Hindus", Leipzig,
1922, pp. 194 ff. を参照。

(2) ヘンリイの古法典に關する代表的な研究の一つとして、

P. V. Kane; "History of Dharmasāstra", 5 vols., Poona, 1930~58が最も得able。

(2) 古代ヒンズー及び中世北ヒンズーの司法制度に關し、少くとも次の研究がある。ただし私は第11番目の本をこの問題讀む機会を得たまゝ。S. Varadachariar; "The Hindu Judicial System", Lucknow, 1946. W. Husain; "Administration of Justice during the Muslim Rule in India" Calcutta, 1934. M. B. Ahmad; "The Administration of Justice in Medieval India", Aligarh, 1941. Muhammad Akbar; "The Administration of Justice by the Mughals", Lahore, 1948.

著者V. F. フィーバー氏は、「ヒンズー家の歴史—カーラーダ・ベーハーの歴史」("Guṇe Gharānyādhā Itihās—Karhade Brāhma-pāñchvā Itihāsāchānī Sādhaneśī", 2 vols., Poona, 1944) を發表された後、一九四五年から四八年までがカーラー・カンダの研究科に在籍し、本書や學位論文として提出された。その後、マハーナガル政府外務省に入り、現在は、同省歴史局でカニア關係史科を擔當して居られる。

本書の構成は次の通りである。

- I. Preface.
- II. A Glossary of Judicial Terms.
- III. A List of Abbreviations.

IV. A Select Bibliography.

V. The Judicial System of the Marathas (pp. 1~134).

VI. Appendix A. Analysis of Judicial Documents (pp. 135~262).

VII. Appendix B. Original Sources (pp. 263~388).

VIII. Index.

附錄Aは、紛議裁定書一六一通、死刑指令書一六〇通、宗教的社會的罪過と贖罪に關する文書四六通の分類と分析、附錄Bは、未刊の紛議裁定書六二通、死刑指令書一一六通、英文記録一通全文乃至抜萃である。

「序文」において、本文書は、アッカーンの回教王國(Ahmadnagar 及び Bijapur)におけるマラーター人が抬頭し始めた一六〇〇年からマラーター王國が没落した一八一八年までにわたって、司法制度の歴史的發展・構造・機能を提示することを意圖し、(1)司法制度は行政制度の一環であつたか、後者にについても検討し、(2)かへる司法制度における古代の傳統の繼續と回教支配の影響による折衷的影響を述べるが、(3)然し、未開拓の分野であるか、先づ事實を發見して研究の端緒を作り、併せて史料を紹介する。

「マラーター人の司法制度」の本文は次の八章からなる。⁽¹⁾

- I. The Background (Early development of judicial institutions A.D. 1300~1650) (pp. 1~25).
- II. Judicial Institutions under Shivaji and his Successors.

sors (A.D. 1650~1750) (pp. 26~39).

III. Judicial Institutions under the Peshwas (A.D. 1750~1818) (pp. 40~50).

IV. Indigenous Judicial Institutions (A.D. 1300~1818) (pp. 51~67).

V. Law, Procedure, Evidence, Ordeal and other Topics (pp. 68~101).

VI. Crime and Punishment (pp. 102~114).

VII. Police and Prison (pp. 115~121).

VIII. Summary and Conclusion (pp. 122~134).

註 (一)本研究の目次 (Detailed Synopsis) やは節・分節の配列記号が必ずしも統一されておらず、その上目次と本文との配列記号も屢々一致しない。それ故、本書を通讀するためには、別紙に目次を書き寫して整理し、それと照合して讀むことが必要である。更に、誤植・脱字が所々に見られ、原語のローマ字化も不正確である。

集會 (Brahmasabha) ハカースト集會 (Jātisabha)、犯罪に對する政府の懲罰・治安機構である。第一章から第三章までは、回教徒の侵入からマラータ王國の没落に至るまでの、一方で一般行政制度の歴史的變遷を考察していく、他方で主として Majlis 及る Panchayat の發展と構造を検討する。第四章は Majlis における人民代表としての Gota の構造、及びバラモン集會ヒカーベト集會について述べる。第五章で、かゝる司法機關の機能と運用が説明され、第六章では、犯罪に對する政府の刑罰と、罪過に対する宗教的制裁とが考察される。第七章は、防犯及び行刑機構としての警察と獄金の制度を説明し、第八章は、以上七章の要約と著者の結語とから成る。

第一章から第三章にかけて、著者が主として強調し實證しようとする以上とは、(1)回教徒の征服以後マラータ王國のシャーフー王 (在位一七〇八~一四九年) の末年まで、官・民合同集會である各種 Majlis が嚴存したといい、(2)然るにシャーフー時代の後半になると Majlis は代りに、Panchayat が徐々に發展していく。一方で一世代置かれたといふのである。先づ著者は、Majlis 制度の起源について「(古代の)シハル諸王の下では、市民達が、公開集會において裁判を行つた。この制度がオランの回教諸王の下に繼續され、……人呂 (Gota) と政府官吏 (Diwan) によって構成された(各種の) Majlis が土着の行政制度から發展した」(10 頁) と述べる。かゝる Majlis は回教時代の行政區畫である Pa-

rgana (縣), Tarf, Karyāt, Sammat (縣), 及び村單位に存在した。縣と郡では、その地方政府と人民代表が Majlis を構成した。地方官が、王直屬の官吏ではなく、その地を封土 (Jagir 又は Mokāsa) へじて受けた政府高官の代官であつた場合にも、Majlis の構造と機能に基本的な變化はなかつた。即ち地方官の役割は、提訴を歎けて Majlis を召集し、それによる裁定を確認し、その執行に責任を負うだけだ。Majlis の同會は、Gota の長である世襲郷主 (Deshmukh) が行なつた。村の Majlis は通常政府官吏は出席せず、村長が政府權力を代行した。

然るに既述の如く、一八世紀の中葉を境として、Majlis 制度に代つて Panchayat 制度が發展した。何故司法制度の交替が生じたのか、著者の説明は必ずしも明確ではないが、それを要約すれば、¹¹ 〔二・三七頁〕のマーン・ローが Panchayat 制度を普及させぬぐへ試みたと見られる (三九頁)。〔一〕封土地域の行政は代官によるものにわざ、彼のば Majlis も無視し、Panchayat を代置した (三九頁)。〔二〕バーン・ロー時代の末年に實施された徵稅請負制度は、土着の世襲役人達の機能を無用にした (五五頁及び三三頁)。それでは Majlis は Panchayat は構造的にこのものに異なつたか。この點はつぶやくも著者の見解は必ずしも明瞭でない。著者たゞ Majlis は Gota が参加したのに對して、Pan-chayat の構造は良く知ら得ないが、普通は紛議の当事者と匠のカースト・職業・地位の有力者達が、当事者又は政府官吏などにて招喚され、Panchayat を構成し、(四九頁) 〔一〕 Majlis が半

農役人が同會したのに對して、Panchayat は政府官吏が同會した (八三頁)、〔二〕 Majlis の裁定を有効にしたのはむしろ人民の確認であつて、單に國家權力だけではないのに對して、Panchayat の裁定はそれ自體では効力を有せず、必ず政府權力によつて確認されねばならぬ (八五頁)。従つて Majlis は出づて Pan-chayat では、政府官吏の役割が決定的に大きかつたといひ。

第四章では、Majlis は必ずしも人民代表 (Gota) の構成が主として説明される。Gota は「世襲的權位の所有者達 (watandar)」耕地所有者達 (thaalkari 又は mirāsdār) 及び小作人 (upari) によって構成される。watandar は Deshmukh (郷主)、Deshpande (郷書記)、Mokadam (本峠)、Kulkarni (本轄記)、Sete (市場地の長)、mahājan (同書記) など世襲役人 (Deshshak) は、村や市場地の手工業者とか一戸人 (村では balūtā, 市場地では khoom へ世襲される) 人々を含む。小作人は、田耕權を有したが、發語權は持たなかつた。行政區劃に應じて、Gota は縣の Gota、郡の Gota、村の Gota などがあつた。縣の Gota は Deshmukhs, Deshpandes, Setes, Mahājans, Mokadams, Kulkarnis, Naikwadis (半鱗鱗體圓達), Balūtās, Khooms, Mirāsdārs, Uparis などと、縣の Gota は Deshmukh, Deshpande, Setes, Mahājans, Naikwadis, Mokadams, Kulkarnis, Chauglas (村長補佐達) などとみて構成された。村の Gota は village community ともいふ構成され、村長がその同會した (六一—一) 頁)。

土着の司法機關といひては、Gota の他に、聖地の聖職バラモン達の集會 (Brahmasabha) やカースト集會 (Jātisabha) とがあつた。前者は宗教・社會問題に關する諮問に應じ、又罪過の贖罪を執行した。後者はカーストに關する諸問題を審議し、戒律に違反したカースト員を制裁した。これら土着の司法機關が、回教支配時代においてさゞやく侵害されることなく存續したことは注目に値する。

第五章では、先づ(1)回教支配時代にも、民事問題に關して、ヒンドゥ教徒にはヒンドゥ法が適用されたこと、(2)法源としては、古法典、慣習、前例の三つが存在したことが述べられる。次ぎに

(3) Majis と Panchayat の集會手續が説明されるが、兩者の特徴を對比させていないので、前述の如く、兩者の異同は必ずしも明瞭でない。最後に(4)判定の基礎とされた證據には(1)真正な文書の原本、(2)財産乃至權益の長期間にわたる享受、(3)證人達の證言、(4)神の啓示 (Divya) の四つが存在したことが示される。證人に關する説明は簡略に過ぎるが、神明裁判については詳しく述べられていく。

第六章で、犯罪と處罰が取り扱われる。處刑罰には三種類あつた。(1)政府による刑罰 (Diwān-danda)、(2)神又はバラモンによる處罰 (Deva-danda 又は Brahma-danda)、(3)カーストによる處罰 (Jāti-dan-da 又は Gota-danda)。(1)について云ふば、著者は、犯罪に對して政府の科した刑罰は、政府及びその官吏の協議によつて決定されたのであつて、必ずしも人民代表を含む集會

によつて決められたのではないと述ぶる。そして中央政府によつて區域内の全權を與えられた地方高官や封土受領者は、犯人に對して死刑や四肢切斷を科することも出來た。それ以下の地方官吏や世襲役人の行刑權は必ずしも明確に規定されていなかつた。然し通例彼らは、彼らの裁量で、罰金・打擲・監禁を科することは出來たが、それ以上の刑については上司の指示を仰がねばならなかつた。勿論かゝる刑罰を不當とする者は、直接に中央政府に上訴することが出來た。犯人が逃亡した場合、その父や家族が代つて受刑し、或いはその屬した村やカーストが watan を停止された。いつれにしても、犯罪に關して、家族的・共同體的連帶責任制が存在したことは注目されてよい。

もう一つ注目すべきことは、刑事犯人は、政府の刑罰を受けた他に、神罰をも受けた不淨者となり、更にかゝるものとしてカーストからも追放されたことである。従つて罪人は、受刑後、聖地に巡禮してバラモン集會による淨めを受け、歸郷してカースト員達に饗應して復歸を認めてもらわねばならなかつた。著者によれば、かかる三重の處罰は、英領併合當時、この地方には意外に犯罪が少ないと報告せられたことの大きな理由である。

勿論、宗教的・社會的戒律に違反した者も、神罰を受けて不淨となり、従つてカーストから追放され、その後右の手續を経て復歸を認めてもらわねばならなかつた。いづれの場合にも、當人の心からの懺悔が必須であつたと云う。

第七章では、(1)地方行政官と世襲役人は、治安・警察機能をも

分擔したこと、(1)大都市には別に警察署が設立された他、町や村に

も世襲の警備員が居たこと、(2)城砦の一部に獄舎 (*Adākhānā*=

矯正所) が設けられ、そこで下級カースト出身の罪人は重労働を科

せられ、待遇も出身カーストに應じて異なつたことが述べられる。

最終章における著者の結語の要點は次の通りである。(1)回教支配者は土着の司法機關を承認し、それを支配制度に組み入れたので、ヒンドゥの宗教的社會的秩序は侵害されずして存續した。(2)更に、回教支配者が、古代ヒンドゥの遺制を繼承し制度化したもの

と思われる *watan* 及び *mīrās* 制度は、異カーストの人々を

Gota 制度の中に結合するのに役立つた。(3)マラーター王國の王及び政府は、立法者であつたのではなく、單に權力及び法の象徴として、各種集會の決定を支持し強制するものであつた。(4) *Majlis* 制度の根強さは、その民主的構造と手續方に基いた。然るにペーン

ュワー時代にそれは崩された。(5)古い司法制度は、その時代の社會的・經濟的・政治的・宗教的諸條件によつて作られた。然るに英領時代、それは無視乃至除去され、代つて英國式司法制度が導入された。それは「生命なき機械」であつたから、百年以上を経た今日なおインド人によつて同化されていない。他方、古い社會的經濟的構造は侵害されたのであるから、古い司法制度を復活することも出來ない。必要なに、インド人は彼らに固有の社會的宗教的經濟的遺産があるのであるから、新制度を採用するに際して、單に西歐を模倣するのではなく、インド人の氣質と傳統に合致する制度を採用すべきである。

四

本研究について若干の疑點を記す。

(1)デカンの回教諸王國の行政區劃について、著者は、*Pargana* と *Mānlā* を共に District を意味するものとして同じ平面で取り扱い、單に *Mānlā* は Konkan 及び Karnataka 地方で用いられた呼稱に過ぎないと云ふ (一七頁)。果してやうであらうか。兩者は性格を異にする別種の行政區劃であつたのではないであらうか。

(2)同じく回教諸王國について、著者は、官職封土 (*Jāgir* 又は *Mokāsa*) の被領者は、その代役として *Mutaliq* 又は *Havaldār* を任命したと云ふ (一一頁及び一七頁)。 *Mutaliq* については疑いがない。然し *Havaldār* やむかへぬのことは理解して良いであらうか。

(3)著者は、*Mokāsa* は、回教王國において、イ、官職封土 (又は封祿) ロ、*Pargana* の行政官職、以上二つの異なる意味を持つたと云ふ。前者については疑いないが、後者は果して正しいであらうか。

これらの疑點については、別の機會に私見を述べたいと思つ。此處では *Panchayat* についてのみ若干の點を指摘した。

先に見たよつて、一八世紀の中葉に *Majlis* に代つて發展したヒンドゥ *Panchayat* の構造的特徴、それと *Majlis* の異同について、著者の説明は、必ずしも明瞭ではない。著者の見解は、要するに、*Majlis* や *Gota* が主要な役割を演じたのに對し、

Panchayat では人民の役割が副次的となり、政府権力のそれが決定的になつた。Majlis と Panchayat は、果して制度的に異なる別種の司法集会であつたのだから、それとも両者は、呼稱のみを異にする、同じ性格の集會であつたのではないだろうか、といふう疑問が存在する。この疑問につけ、著者の見解に反する一、三の根據だけを示そう。(1) Panchayat は必ずしも政府官吏が召集し司會したとは限らず、又人民の代表者が主要な役割を演じなかつたわけでもない。例えば、一七六一年の一文書に「Gota が集つて Panchayat を行なう」とある、一七九五年の一文書は「*心*の地域の Deshmukh と Deshpānde、又は隣接諸地域の *watandar* 達が *wattan* に關する Panchayat を行なうために、集つて、裁判をする」と述べ、一八一四年にねどり、「Deshmukh が……… Panchayat を行なつた」とある。要するに、マラータ王國の最後まで、世襲役人を中心とする人民の代表者達の司法機能が嚴存し、彼らが屢々 司法集會を司會したことには疑いがない。確かに、Panchayat の裁定はその都度政府官吏の確認を得るのが通例であつたであらう。然しこのことは、その裁定が有効であるために必要不可缺であつたとは思われない。例えば一七八〇一八年に或る村長ワタンの紛議を解決するために、村人達(pānihari)が集まつて Panchayat を開いた場合、その裁定は政府権力の承認を得なくては自動的に有効であつた。

要するに、Majlis と Panchayat との間には制度的構造的相

違は存在せず、兩者は共に、多くの場合政府官吏と人民代表どりにて構成されたが、然し屢々、著者の圖式化に反して、人民の代表者だけによつても構成され、そして或る時は政府官吏が司會し、或る時は世襲役人が司會した、同じ種類の司法集會であり、同様の手續と強制力と政府の支持とを持つた、同じ性格の裁判集會であつた、と理解すべきではないだろうか。確かに、一八世紀の中葉を境にして、Majlis の代りに、Panchayat が一般的になつたであらう。然し、このことは、司法制度の質的變更を意味するのではなく、單に、一八世紀を通じて一般に顯著な傾向であつたといふのは、回教用語からヒンドウ用語への交替の一例として、呼稱の變化を意味するに過ぎないのであらうか。

以上の他にも、本研究には將來明らかにされねばならない多くの疑點はあり得よう。その上論旨は必ずしも一貫的でなく、又理解に困難な點もある。然しこのことは、中世デカンの司法制度の歴史的發展・構造・機能について、先づ以つて、事實を摘出して研究の端緒を作り、併せて史料を紹介するという、本書の先驅的な價値を特に減殺するものではない。むしろ、困難な史料繕作を経て、このようにハンディな形で、從來未知であつた分野を解明され、同時に數多くの貴重な史料を提示された著者の功績は、十分に高く評價されるべきであらう。特に、今後とも著者から種々の教導を仰がねばならない筈の學徒にとって、著者が學界を去りて官途に入られたことは、矢張り殘念なことと思われる。

註 (1) Gota について一言觸れよう。これは著者の云われる

おうど、他 (Diwān) に翻訳された意味での「民」又はその代表者達を屢々意味したことには疑いない。然し、それは、一方で

は同様に屢々カースト集團又はその集會をも意味し、他方で

は、人民の代表者と政府の地方官との双方を含めた集會をも意味した (Vide R. V. Oturkar ed.; "Peshve-Kali Snamajik va Ārthik Patravyavahār", Poona, 1950, No. 175)。品や

Gota は本研究において著者が印象づけたものと一致的な意味を持つてゐたのではなく、少くとも二つの異なる意味に使用され、その最後の意味では、著者の提示する Majlis 及 Panchāyat と同じ集會をも意味した。

(2) R. V. Oturkar; ibid., No. 128.

(3) G. S. Sardesai ed.; "Selections from the Peshwa Daftār", vol. 45, Bombay, 1934, p. 139.

(4) R. V. Oturkar; op.c it., No. 190.

(5) G. C. Vād ed.; "Selections from the Satara Rajas' and Peshwas' Diaries", vol. VIII, No. 864, Poona, 1911.

(Gune, Vitthal Trimbak: "The Judicial System of the Marathas-A detailed study of the judicial institutions in Maharashtra from 1600 to 1818 A. D. based on original decisions called Mahzars, Ni-vadpatras and official orders", Deccan College Dissertation Series: 12, Poona, 1953, XXXV+391 p.)

前 號 要 目

東洋學報 第四十三卷第一號

論 説 戰國前期における尚書の展開 松本 雅明
—— 手令の引文を中心として ——

中期蒙古語の諸問題(上) 村山 七郎
——特に小林高四郎博士「元朝秘史の研究」と村山書簡との合致を中心として ——

批評と紹介 西晉の田制・賦税に關する近年の諸研究 越智 重明
補農書をめぐる諸研究(上) 田中 正俊

雲南省博物館編 雲南省寧石寨山古墓群發掘報告 告市川健二郎

金谷 治著 秦漢思想史研究 山田 統

臺灣銀行經濟調查室編 十七世紀臺灣英國貿易史料 生田 滋

フックス著 英國の提督と中國の海賊 坂野 正高

小野川秀美著 清末政治思想研究 市古 宙三

ハンダロット著 香港史 内田 直作

李羅 韓鮮族研究 山邊健太郎

松田壽男著 古代天山の歴史地理學的研究 鳩嶋 昌

ド・フラー著 マタラム王スルタン・アゲン (KIII~KIV) 及びその先王 (KII~KIII) の治世 永積 昭

アンナーリ著 ウッタル・プラーナー^ンにおけるムスリム・カースト 高畠 稔